

# 指定校変更許可基準・標準処理期間(小学校)

令和 5年 6月 一部改正

令和 6年10月 一部改正

## 1 許可事由

事由	許可条件・対象・期限	必要書類
(1)調整区域	調整区域に該当する場合	
(2)兄弟関係 ※1	兄、姉が渋谷区教育委員会の許可を受け在学している場合（新1年生については、入学後も兄、姉が在学していること）	
(3)併設・隣接 幼稚園	区立幼稚園（臨川・広尾）又は千駄谷なかよし園に在園し、その併設・隣接する小学校への入学を希望する場合 新1年生時のみ申請可	
(4)区内転居	通学区域外に転居後、継続して在籍校に通う場合 （原則として自宅から学校まで公共交通機関を使わずに徒歩で通える距離で安全上の問題がないこと及び学期末又は学年末までの期間内であることを条件とし、事前に学校長に継続通学の許可を得ること）	
(5)転居予定	転居先が確定しており、おおむね1年以内に転居が確実であると見込まれる場合、転居先の指定校に就学を許可する	売買、賃貸借契約書又は建築請負契約書の写しなど転居予定日が確認できる書類等
(6)身体的理由	児童の疾病・身体障害により、希望校に通学することが健康管理上適切と特に認められる場合	医師の診断書又は身体障害者手帳、必要に応じて学校長意見書等
(7)居住実態	事情があつて住民登録地以外のところに居住している場合、居住地の指定校に就学を許可する ただし、住民登録を異動できない理由が不正によるときは除く	賃貸契約書又は公共料金請求書等の写しなどの居住地住所が確認できる書類
(8)通学事情	指定校への通学距離と希望校への通学距離に2倍以上の差があり、指定校への通学に支障があると認められる場合	
(9)教育上の 配慮 ※2	下記①～③の事由により、教育的配慮から適当と認められる場合 ①就学支援委員会の検討結果を受けて、指定校ではない学校に就学することが適当であると認められる場合 ②児童の性格上、内向性が強く、周囲に極端になじめないなど、指定校に転校させること（新小学校1年生の場合は指定校に就学させること）が本人に著しく負担になると認められ、かつ通学上安全であると認められる場合 ③その他、教育上特に配慮が必要と認められる場合	①就学支援委員会の検討結果及びその資料 ②学校長意見書 ※3 ③教育委員会が指定する書類

上記必要書類に加え、必要に応じて教育委員会が添付書類を指定する。

各学校で設定される受入人数に関わらず、事由(1)～(7)及び「(9)教育上の配慮①」に該当する場合は、変更を許可する。事由(8)及び「(9)教育上の配慮②③」に該当する場合、受入人数を超過している学校への変更は、個々の事情を考慮して判断する。

## 指定校変更許可基準・標準処理期間(小学校)

- ※1 令和3年度新小学校1年生が6年生となるまで(令和8年度新入学生)の経過措置。なお、小中一貫教育校は、小中学校を一つの学校として取扱う。
- ※2 許可事由「(9)教育上の配慮」で指定校変更した児童の弟、妹は「(2)兄弟関係」で兄、姉の在学期に指定校変更することはできないが、個々の事情を考慮することができる。
- ※3 新小学校1年生の場合は、保護者から理由書の提出と、在籍保育園、幼稚園へ聞き取り等を行い、状況を確認した上で審査する。

### 2 標準処理期間 15日(新小学校1年生の指定校変更手続きを除く)

※関連法規等

#### 学校教育法施行令

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは保護者の申し立てによりその指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知した小学校又は中学校の校長に対し、その旨通知するとともに、新たに指定した小学校及び中学校の校長に対して、同条の通知をしなければならない。

附 則(一部改正。「1(3)併設・隣接幼稚園」を追加)

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(一部改正。「1(4)区内転居」を追加)

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

## 指定校変更許可基準・標準処理期間(中学校)

### 1. 許可事由

事由	許可条件・対象・期限	必要書類
1. 調整区域	調整区域に該当する場合	
2. 兄弟関係	兄、姉が渋谷区教育委員会の許可を受け在学している場合 (新1年生については、入学後も兄、姉が在学していること)	
3. 転居予定	転居先が確定しており、おおむね1年以内に転居が確実であると見込まれる場合、転居先の指定校に就学を許可する	売買、賃貸借契約書または建築請負契約書の写しなど転居予定日が確認できる書類等
4. 身体的理由	生徒の疾病・身体障害により、希望校に通学することが健康管理上適切と特に認められる場合	医師の診断書または身体障害者手帳、必要に応じて学校長意見書等
5. 居住実態	事情があって住民登録地以外のところに居住している場合、居住地の指定校に就学を許可する ただし、住民登録を異動できない理由が不正によるときは除く	賃貸契約書又は公共料金請求書等の写しなどの居住地住所が確認できる書類
6. 通学事情	指定校への通学距離と希望校への通学距離に2倍以上の差があり、指定校への通学に支障があると認められる場合	
7. 教育上の配慮 ※1	下記①～③の事由により、教育的配慮から適当と認められる場合 ①就学支援委員会の検討結果を受けて、指定校ではない学校に就学することが適当であると認められる場合 ②生徒の性格上、内向性が強く、周囲に極端になじめないなど、指定校に転校させること(新1年生の場合は指定校に就学させること)が本人に著しく負担になると認められ、かつ通学上安全であると認められる場合 ③その他、教育上特に配慮が必要と認められる場合	①就学支援委員会の検討結果及びその資料 ②学校長意見書 ※2 ③教育委員会が指定する書類

上記必要書類に加え、必要に応じて教育委員会が添付書類を指定する。

各学校で設定される受入人数に関わらず、事由1～5及び「7. 教育上の配慮①」に該当する場合は、変更を許可する。事由6及び「7. 教育上の配慮②③」に該当する場合、受入人数を超過している学校への変更は、個々の事情を考慮して判断する。

※1. 許可事由「7. 教育上の配慮」で指定校変更した生徒の弟、妹は「2. 兄弟関係」で兄、姉の在学期間指定校変更することはできないが、個々の事情を考慮することができる。

※2. 新1年生の場合は、保護者から理由書の提出と、在籍小学校への聞き取り等を行い、状況を確認した上で審査する。

### 2. 標準処理期間 15日

※関連法規等

#### 学校教育法施行令

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは保護者の申し立てによりその指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知した小学校又は中学校の校長に対し、その旨通知するとともに、新たに指定した小学校及び中学校の校長に対して、同条の通知をしなければならない。